

後援会だより

第 18 号

2014 年 10 月 1 日発行

編集発行／鹿児島大学法文学部後援会

本誌のご案内

○後援会会長ごあいさつ	1
○法文学部長（後援会顧問）ごあいさつ	1
○研究室紹介 法政策学科	2
経済情報学科	3
人文学科	3
司法政策研究科	4

臨床心理学研究科	4
○交換留学制度の支援事業について	5
○平成 26 年度後援会総会（第 12 回）	6
○就職状況	7
○平成 25 年度決算・平成 26 年度予算	8
○平成 26 年度後援会役員一覧	8

後援会会長ごあいさつ

鹿児島大学法文学部後援会
会長 阿多 真紀子

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。去る 7 月 12 日の後援会総会におきまして、本年度も引き続き会長をお引き受けすることになりました。



昨年度は初めての経験も多く、皆様にもご迷惑をおかけしたり、戸惑うこともありましたが、たいへん貴重なお話をお聞きしたり体験することができ、やはり何事も経験だなと思った年でした。

本年度の総会でも様々な件についての検討や報告がありました。そのなかで、後援会入会状況については、7 月 1 日現在においてまだ未加入の方も多という報告がありました。学生のために、またその環境のために存在する後援会としましては、このことにぜひ、会員の皆様のお力をお借りしたいとお願いいたしました。

続いて行われた「学生の後援会支援活動体験報告」では、3 つの学科と 1 研究科のみなさんによる発表がありました。いつも、この発表を楽しみに来てくださる会員の方もいらっしゃいますが、わたくしも毎回感動します。そしてわが子もこのような立派な発表ができるのだろうか、と、ついつい比較した

りしています。

最後に、ふたつの専門職大学院の司法政策研究科長と臨床心理学研究科副研究科長から、それぞれの研究科についてご紹介をいただきました。なかなか知る機会のない専門職について教えていただき興味のわいた方も多かったのではないのでしょうか。

その後、行われた懇談会では「お久しぶり！」「お元気でしたか？」「初めまして」などの会話があちこちで聞かれました。とても和やかな雰囲気、終始笑顔の会となりました。

また、日頃お世話になっている先生がたともお話ができる貴重な時間でした。たくさん先生にご参加いただき、毎回たいへんありがたいことだと思います。

このような皆様のご協力によって、本年度も素晴らしい環境で、子ども達は様々なチャレンジをしていくことでしょう。

法文学部長（後援会顧問）ごあいさつ

法文学部長 平井 一臣

後援会の皆様には、日頃からのご理解・ご協力、心から感謝申し上げます。7 月 12 日開催の後援会総会とその後の懇親会には、多くの保護者の方々のご参加をいただき、無事終えることができました。また、本年は 2 年に 1 度の保護者アンケー



ト実施の年にあたりましたが、多くの方々からご回答をいただきました。アンケートのご回答を、今後の学部・大学院の運営に反映させていくべく、教職員一同努力していきたいと思います。

法文学部は、昭和40（1965）年に当時の文理学部の改組により発足しました。したがって、本年は法文学部が発足してちょうど50年目の年にあたります。もちろん、法文学部の歴史は、戦前の旧制第七高等学校造士館を受け継いでおりますが、現在の名称・組織となつて半世紀が過ぎたこととなります。この間、大学院の設立・充実や二つの専門職大学院（司法政策研究科と臨床心理学研究科）設立への協力、法文学部棟改修等、いくつかの大きな取り組みを行ってまいりました。そして、法文学部の教育を受けた多くの卒業生が、社会の様々な領域で活躍しているという事は言うまでもありません。50周年を一つの節目とし新たなスタートを切るため、法文学部同窓会と協力しながら、記念事業に着手し始めたところです。

本年1月に開催された法文学部同窓会関東支部総会に出席してまいりました。総会終了後の懇親会の席で、一部上場企業に勤める何人かの卒業生の方から、「法文学部卒業生の能力があれば、採用の可能性は大いにあるのに、なかなか受けに来てくれない」というお話をお聞きしました。もっと自分自身に自信をもち、積極的に様々な機会にチャレンジしてほしいとの励ましの言葉だったと受け止めております。同時に、卒業生と在学生との間のつながりを強め、法文学部生に対して卒業後の出口に対する様々な情報をより積極的に行っていく必要があると痛感した次第です。

ここ数年の景気上昇により就職状況が改善されてきているというものの、少子高齢化、地域の衰退、グローバル化の進展等、社会の現実には厳しいものがあります。そうした中にあつてもタフに生き抜く人材を育成するために、教育研究のさらなる改善に努めてまいりたいと思います。今後とも、後援会の皆様からの変わらぬご理解・ご支援を賜りたく存じます。

研究室紹介

◆刑法研究室

法政策学科准教授 上原 大祐

今日、文系の学生に求められる能力として「コ

ミュニケーション能力」が強調されています。しかし、この能力は、具体的に何のことでしょうか。SNSなどを使いこなし、様々な人とつながる、もちろんそれも、これからの情報化社会を生きていく学生にとって必要なスキルであることは間違いありません。しかし、ネット上のコミュニケーションも、究極的には「人と人」のコミュニケーションです。したがって、ネット上のコミュニケーションも、実際に会って行うコミュニケーションも、必要とされる能力は最終的には同じです。何よりもまず、相手の伝えていることをきちんと理解する能力が求められます。

法律学は難解な学問である、と言われます。条文や判例を読んでみても、何のことを言っているのか実感が湧かない、ということがよくあります。刑法ゼミでは、最高裁判所の判例を扱うこともありますが、その場合、ただ判例を読んでも、判例が何を言いたいのかわからない、ということになってしまいかねません。そこで当ゼミでは、学生たち自身に、事件の流れを図で説明してもらう、また実際に身体を使って事件の登場人物の動きを再現してもらう等によって、事件の経緯を視覚的に理解させ、裁判所が事実をどのように認定したのか、それゆえに法的論点についてどのように判断したのか、ということをもより深く理解し、その上で判例についての自分の見解を発信できるようにしています。

さらに、法の条文が具体的に何を定めているのか、を理解できるよう、模擬裁判を行い、学生が学んだ事柄を体験的に理解できるようにすることも行っています。



法の条文や判例も、究極的には人が考え、書き記したものです。ただ文章として条文や判例を読むだけでなく、実際にそこに書かれていることを体感し、その背後にある考えを理解することにより、学生が社会に出てから必要とされる相互理解の能力を養ってくれば、と願っております。

◆日本経済史研究室

経済情報学科准教授 三浦 壮

経済情報学科の日本経済史研究室（担当者：三浦壮）は、近現代の日本経済・企業経営を実証的に研究しており、とくに日本の石炭産業（宇部）と華族資本（毛利家・吉川家）の研究を行っています。

ゼミでは、経済情報学科ではほぼ唯一といってよい歴史関係のゼミとして、毎年歴史に関心のある学生を受け入れ、演習を行っています。今年度は、ゼミという講義の形態になれることを目的とし、専門の勉強より取り組みやすい、「時事問題」について集中的に議論しました。「ニュース時事能力検定2級」の合格も副次的な目標です。

毎回レジュメの作成と議論への参加が求められるのですが、議論に積極的に参加するのはきまった人ばかり。2割の人が8割の結果を出す構造となっています。これは社会の縮図がそのままゼミに投影されているだけの現象で、わたしが求め過ぎなのでしょう。イチロー選手が日本人選手の通算出場記録をぬりかえた時、「ただ出るだけでカウントされるものに僕は価値を見いだせない」といっていたよ、などとハッパをかけると、その時は得心するらしいのですが、行動に結びつきません。みんな仲が良く、花があって楽しいのですが、実も欲しいところです。

三浦ゼミでは、小学校出前授業も行っています。今年は大崎小学校（曾於郡）へ「税金の使われ方と歴史について」という演題で行う予定です。準備段階ではいい意見がたくさんでました。みんなで年表をつくったり、手元で小学生が書きこむためのワークシートをつくったり、こちらから指示を出さずとも、知らず知らずのうちに分担作業が成立していました。日頃は議論に参加しない、「おとなしい人」も、いざ模擬講義となると、知らず知らずのうちに意見を出すようになることも…。

後期は、日本経済史の専門書を輪読する予定で



す。何が学生にとって役にたつゼミなのか。「実を求められる」文系教育をこれからも真剣に考えていきたいと思っています。

◆アジア文化史・アジア社会史研究室

人文学科准教授 福永 善隆



アジア文化史・アジア社会史研究室より、ゼミの御紹介をさせていただきます。両研究室は東洋史を専門とする2人の教員により構成され、現在、大学院生2人、四年生6人、三年生2人とともに、中国を中心とする歴史を研究・学習しております。ゼミでは『史記』をはじめとする漢文史料を講読しています。史料の扱い方・歴史学の視角を習得するのが目的ですが、ご存じの通り、漢文は日本の社会においても古典的な教養として重要な位置を占めてきました。漢文の講読を通して、少しでも古典的な教養を身につけてもらえればと思っております。

学生達にとって身近な日本史・日本文学などの分野と比べると、東洋史はどうしても所属するゼミ生が少なくなる傾向がありますが、一方で、ゼミ生一人一人に目が届きやすいという少人数のゼミのメリットもあります。毎年11月には中国文学のゼミと合同で、鹿児島県立霧島自然ふれあいセンターで卒論の構想発表も兼ねて合宿を行い、関連分野のゼミと幅広く親睦を深めております。

日中関係が緊迫化している昨今、中国に対するイメージも悪くなっていますが、嫌いだからといって学ばなくてもいいという理由にはならないと考えております。中国史は日本人にとって外国の歴史ですが、古くから日本は漢字を初めとする多くの中国文化を受け入れており、その歴史・文化を考える上で切っても切れない関係にあります。今後、多くの学生が同じアジアの隣国として、中国の歴史に興味を持ち、また、グローバル化のすすむ社会のなかで少しでも大学で得た知識を生かしてもらいたいと考え、日々の教育を行っています。

◆社会保障法研究室

司法政策研究科教授 伊藤 周平



社会保障法の分野は、私たちの生活に直結する法領域でありながら、複雑で一般の人にはわかりづらく、しかも頻繁に法改正がなされています。私が指導する法政策学科の社会保障法ゼミでは、こうした社会保障の仕組みを、できるだけわかりやすく解説し、問題点を多くの人に広く知らせるために、ゼミ活動の一貫として、毎年、法改正がなされた分野を中心に、小冊子を作成し一般の人に配布しています。

これまで扱った小冊子の主なテーマは、改正介護保険法（2006年4月施行）、障害者自立支援法（2013年より障害者総合支援法）、後期高齢者医療制度、社会保障・税一体改革（消費税と社会保障改革）、年金制度改革などです。

本年は、ゼミに所属する現在の3・4年生の学生21名で、改正された生活保護法（第1部）と導入目前の子ども・子育て支援新制度（第2部）について、小冊子を作成しました（7月に完成）。本年7月より施行された改正生活保護法は、申請手続の変更と扶養義務を強化することで、受給者の減少を図ろうというもので、多くの問題を抱えています。また、2015年4月からの実施予定の子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます）により、現在の保育制度は大きく変わります。国や自治体は、急ピッチで、新制度導入に向けた作業を進めていますが、複雑な仕組みで、問題点どころか、新制度の仕組みすらも、当事者である保護者にほとんど知られていません。

ゼミの学生は、半年かけて資料を読み込み、調査し、ゼミでの発表、討論などを通じて、複雑な両制度をわかりやすく解説した小冊子にまとめました。これらのゼミの活動は、南日本新聞（2014年7月27日）でも紹介されています。

在学中のゼミでのこうした活動に刺激を受けて

か、卒業生の多くは、公務員として（県庁や市役所職員になった人が多いのですが、国税専門官や裁判所事務官となった人もいます）国・地方行政、とくに福祉行政の分野で活躍しています。

◆鹿児島県立北薩病院小児発達外来における臨床実習

臨床心理学研究科准教授 土岐 篤史

本研究科は、高度専門職である臨床心理士の養成に特化した、全国で6校しかない専門職大学院の一つです。学生は「こころの専門家」を志す点で一致していますので、互いに助け合いながら、忙しくも充実した毎日を送っているところです。学生の素朴な疑問や好奇心に、私もおいに刺激を受けているところです。土岐臨床ゼミは「子どもと家族の支援」がテーマですので、所属する学生は、子どもたちと触れ合う機会を得たいと常に望んでいます。

昨年度、後援会のご支援をいただいて、鹿児島県立北薩病院小児発達外来で臨床実習を行うことができました。授業のない夏期休みが主でしたので、学生も余裕をもって取り組みました。鹿児島県立北薩病院は、150床の入院施設をもった総合病院です。診療科目は、内科、呼吸器科、循環器科、消化器科、神経内科、小児科、外科、脳神経外科、放射線科と多岐にわたり、救急指定も受けており、北薩地域の基幹病院として機能しています。

小児発達外来は、発達障害や情緒障害といった小児精神に関する診療を行っています。身体疾患や慢性疾患をもった小児は心のトラブルも多く（逆もよくあります）、総合病院での小児精神の診療機関はたいへん貴重です。

今回の実習は、副院長の福重寿郎先生、小児発達外来の担当である塗木雄一朗先生の2人の小児科医、非常勤臨床心理士の白坂葉子先生と野添かおり先生（2人は本研究科修了生です）のご協力をいただき実施することができました。塗木先生は臨床心理士の資格も有していますので、入念な計画をもって臨床実習を行うことができました。

学生は、実際の診療に陪席するだけでなく、子どもの行動観察を行い、発達検査を中心とした心理検査を自ら実施します。その場で初めて子どもと対面しますので緊張感もありますが、目的が明確で事前学習を積んで場面に臨みますので、学生はおおいに持てる力を発揮します。検査所見を作成して、医師に報告を行うことも実習に含まれますので、実践的

な体験を積むことができます。

小児発達外来は深刻な状況も時にありますが、多くは治療が順調に進み、笑顔で来られる方々です。医師から治療経過を説明してもらい、症状の始まり、症状の経過、周囲や学校の関わり、回復の過程などを教えてもらえることも、学生にとって大きな学びになるようです。

県内では小児精神の診療機関がまだまだ少ないという現状があります。研鑽を積んだ学生が希望する領域で活躍できるよう、今後も後援会の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

交換留学制度の支援事業について

法文学部後援会では、会員の皆さまからお預かりした会費を、学生の海外調査実習の旅費や教育研究活動経費の補助に活用しています。海外の学術交流協定大学へ留学する学生に対する留学費用の一部補助もその一つです。

近年のグローバル化が急速に進展する世界のなかで、異文化を理解し積極的にコミュニケーションを行える人材を養成するため、鹿児島大学では海外研修や海外留学を積極的に推進しています。そうした取り組みの一つが学術交流協定校に対する短期留学生の派遣（いわゆる交換留学制度。期間は1学期以上1年以内）です。鹿児島大学では、各国との相互理解を深めるために19か国・地域63機関との間で学術交流協定を締結しています（平成26年8月6日現在）。また、法文学部単独でも5か国6機関と部局間学術交流協定を結んでいます（ミュンヘン大学（ドイツ）、レンヌ第2オート・ブルターニュ大学（フランス）、ブカレスト大学（ルーマニア）、山東師範大学（中国）、長江師範学院（中国）、釜山大学校（韓国））。

この制度を利用する留学は私費留学とは異なり、学生たちが休学することなく海外での留學生活を送り、また、海外の大学で修得した単位の一部を、帰国後法文学部の単位に読み替えることができるというメリットをもっています。毎年、学内選考を経た学生たちがこの交換留学制度を利用して各国へ派遣されています。

平成22年度から26年度までの5年間で、この制度を利用して留学した法文学部の学生は31名で、内訳は以下のようになっています。

○東アジア（13名）

山東師範大学（中国）2名、湘潭大学（中国）1名、東北大学（中国）1名、淡江大学（台湾）4名、中興大学（台湾）1名、釜山大学校（韓国）2名、釜慶大学校（韓国）1名、江陵原州大学校（韓国）1名

○東南アジア（2名）

カセサート大学（タイ）1名、フィリピン大学（フィリピン）1名

○オセアニア（1名）

シドニー工科大学（オーストラリア）1名

○ヨーロッパ（15名）

ミュンヘン大学（ドイツ）7名、レンヌ第2オート・ブルターニュ大学（フランス）7名、リンシェーピン大学（スウェーデン）1名

学生たちに対しては法文学部単独で、また本学全体でも毎年留学説明会を開催しています。近年、説明会に参加する学生数が増加傾向にあり、学生たちの海外留学への関心は高まっているように思われます。一方、留学を検討する際のネックの一つが経済的な問題です。学術交流協定校への短期留学は、経済的な負担を最小限に抑える制度ではありますが、渡航費や滞在中の生活費等、様々な出費が生じます。後援会による支援も含め、学生たちにとって留学へのハードルが低くなるよう、法文学部及び鹿児島大学全体としての支援策の充実を図っていくことができればと考えています。

留学経験者の報告

◆中国・山東師範大学への留学について

西尾 伶海（平成25年度人文学科卒業生）



所属する系が「中国語・中国文学」だったこともあり、中国語の習得、中国文化、中国文学への理解を深めるために、学部間協定の留学制度を利用して

留学しました。授業は中国語の読解・リスニング・会話・文化などがありました。また聴講という形で、食文化についての授業も受けました。

山東師範大学は山東省の省都の済南という都市にあります。山東省は海岸沿いにある青島が日本では有名ですが、済南は内陸にあり、日本人は100人弱しかいない都市です。日本語が全くない環境でしたので、中国語を学ぶにはとても良い環境でした。また、留学生寮には世界各国からの留学生がいて、中国だけでなく、他の文化圏についても知ることができました。

大学では、先生方の紹介により中国人学生と留学生が相互学習できる制度があり、とても助かりました。また、前期、後期に一回ずつ遠足(?)のようなものがあり、学校がバスを出して少し離れたところまで連れて行ってくれ、そこで一日観光をすることができました。

中国で一年間過ごし、学んで、中国の文化を肌で感じ、僅かながら“中国的な感覚”というのを感じることができました。それは中国の古典文学や詩を読み、解説していくことに役に立ちました。帰国後は詩や文章の内容により深く共感し、理解できるようになりました。また、たくさんの物や場所を実際に見てきたことにより、歴史や文化や文学についての理解が深まると同時に、以前よりも興味を持つようになりました。

4年生後期からの一年間の留学は一年留年が前提で、さらに夏帰国による就職活動への影響などを考えると行くかどうか少し悩みました。でもこの留学では、日本で普通に大学生をしているだけではできない事をたくさん経験できました。リスクやコストよりも得られるものは多いはずと、思い切って決断して良かったと思っています。

平成 26 年度後援会総会(第 12 回)

7月12日(土)に平成26年度法文学部後援会総会(第12回)が開催され、保護者・教職員合わせて100名近くが出席しました。総会では、平井法文学部長の挨拶の後、①法文学部後援会会則の一部改正、②役員の選出、③平成25年度事業報告、④平成25年度決算および監査報告、⑤平成26年度事業計画、⑥平成26年度予算について審議が行われ、原案通り承認されました。

次に報告事項として、大前常任理事から平成26年



度法文学部後援会への入会状況が説明された後、森尾就職委員長から就職状況について報告が行われ、昨年度の就職状況や今後の支援策等について説明が行われました。

続いて、保護者の方々に後援会が行う教育研究活動への支援事業について理解を深めていただくために、支援を受けた学生たちによる活動体験報告を行いました。法政策学科からは南さつま市で地域活性化を試みる「寺小屋復活プロジェクト」の取り組みについて、経済情報学科からは「新入生オリエンテーション」を中心に「ゼミ代表者会議」の活動について報告が行われました。そして、人文学科からは「日本史演習Ⅰ」にかかる奈良での野外実習について、臨床心理学研究科からは臨床心理士を目指す学生が取り組む北薩での地域支援活動について報告が行われました。

総会終了後に開催された懇談会には、保護者・教職員合わせて約70名の参加がありました。大学生活や教育内容、就職状況等について活発な情報交換が行われ、盛況のうちに平成26年度の総会を終えることができました。



就 職 状 況

法文学部就職委員長（法政策学科教授） 森尾 成之

平成25年度卒業生の就職率は、全国的な景気的好況も反映してか、法文学部全体では93.4%と前年度よりも5%アップしております。また、昨年と同様、公務員希望者、とりわけ地方公務員については、いわゆる「団塊の世代」の方々の退職に伴う補充を背景として採用数が増加していることも追い風となり、健闘しています。

本年度の就職内定者については現在集計中です。また現在、公務員試験の発表が続いている状況です。国レベルで女性採用者増の方針が本年度強化されたこともあり、特に女性の学生の採用が、公務員・企業を問わずどのようになるかの推移を見守っているところです。学部全体として、現時点の就職状況は昨年よりさらに向上するのではと思われます。

法文学部就職委員会は、就職活動中の4年生に対し、一人でも多くの学生が希望の進路を選び取ることができるように、全学就職支援センターと連携しながら法文学部就職支援室を通じて支援しております。キャリア科目の受講は勿論のこと、インターンシップへの積極的参加など体系的な就職指導を全学的に進めているところです。

なお、就職日程が変わることもあり、早くも平成27年度の卒業予定学生（現3年生）の状況が気になるころではあります。前年度と変更点の多い就職状況への不安もあってか、3年生向けの法文学部第1回就職ガイダンスでは、昨年の約2倍の参加者があり、就活エントリーにおいて必要なマイナビなどの登録・アクセスも昨年より向上している模様です。

◎平成 25 年度卒業者の就職率

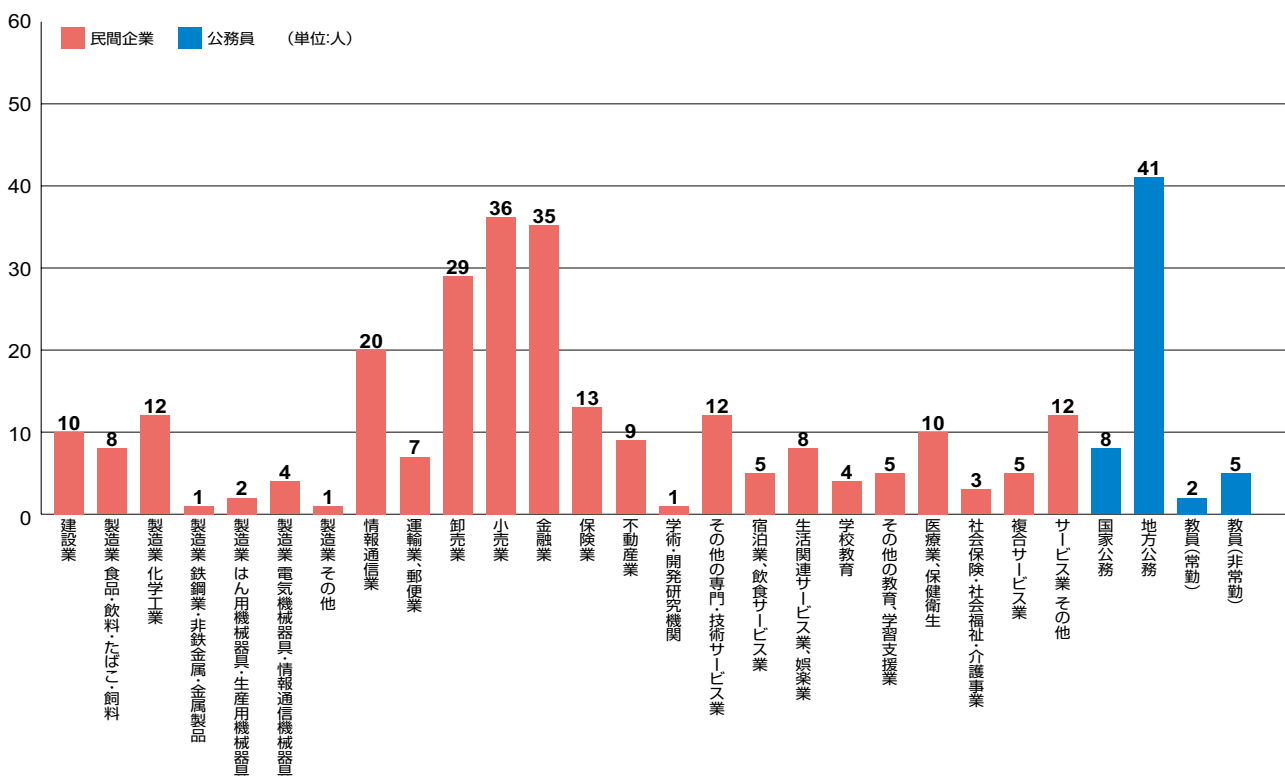
学 科	法政策学科	経済情報学科	人文学科	合 計
卒 業 者 数	98 人	138 人	159 人	395 人
就職希望者数	74 人	120 人	128 人	322 人
就 職 者 数	71 人	120 人	117 人	308 人
就 職 率	95.9%	100.0%	91.4%	95.7%

※ 就職希望者以外の卒業生の内訳には、大学院進学者、留学、専修学校への入学、結婚等により就職の意思がない者、卒業後の進路未定者が含まれる。

◎平成 25 年度卒業者の公民別就職状況

学 科	法政策学科		経済情報学科		人文学科		合 計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
民間企業	19人	26人	43人	62人	18人	84人	80人	172人
公務員・教員	17人	9人	11人	4人	3人	12人	31人	25人
合 計	71 人		120 人		117 人		308 人	

◎平成 25 年度卒業者の産業分類別就職状況 (単位：人)



平成 25 年度決算・平成 26 年度予算

【平成 25 年度決算】

1. 収入の部

平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日 (単位:円)

項 目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要
正 会 員 会 費	6,940,000	3,605,000	△3,335,000	保護者会員
特 別 会 員 会 費	584,000	656,000	72,000	教職員会員
賛 助 会 員 会 費	100,000	60,000	△40,000	同窓会員
雑 収 入	176,000	189,829	13,829	後援会総会・理事会懇談会会費(参加者から徴収)、預金利息等
前 年 度 繰 越 額	13,290,377	13,290,377	0	
合 計	21,090,377	17,801,206	△3,289,171	

2. 支出の部

項 目	予算額(A)	決算額(B)	増減額(B-A)	摘 要
事 業 費	5,950,000	4,250,667	△ 1,699,333	就職支援室運営、就職支援、教育研究活動支援、福利厚生支援、教育環境整備支援
会 議 費	250,000	223,800	△ 26,200	懇談会経費(参加者から会費を徴収して支出)、後援会総会のお茶ペットボトル代等
事 務 運 営 費	1,200,000	1,167,119	△ 32,881	後援会事務職員給与、通信費、消耗品費等
予 備 費	200,000	105,935	△ 94,065	
次年度繰越額 (前年度末現在繰越額)	13,490,377	*1 12,053,685	△1,436,692	※1 平成26年3月31日現在の預金残高
(返還準備額不足分補填)	13,290,377			
※2 200,000				
合 計	21,090,377	17,801,206	△3,289,171	

【平成 26 年度予算】

1. 収入の部

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 (単位:円)

項 目	25年度予算額(A)	26年度予算額(B)	増減額(B-A)	摘 要
正 会 員 会 費	6,940,000	9,670,000	2,730,000	保護者会員
特 別 会 員 会 費	584,000	656,000	72,000	教職員会員
賛 助 会 員 会 費	100,000	100,000	0	同窓会員
雑 収 入	176,000	174,000	△2,000	後援会総会・理事会の懇談会会費(参加者から徴収)、預金利息
前 年 度 繰 越 額	13,290,377	12,053,685	△1,236,692	
合 計	21,090,377	22,653,685	1,563,308	

2. 支出の部

項 目	25年度予算額(A)	26年度予算額(B)	増減額(B-A)	摘 要
事 業 費	5,950,000	5,950,000	0	就職支援室運営、就職支援、教育研究活動支援、福利厚生支援、教育環境整備支援
会 議 費	250,000	250,000	0	懇談会経費(参加者から会費を徴収して支出)、後援会総会のお茶ペットボトル代等
事 務 運 営 費	1,200,000	1,200,000	0	後援会事務職員給与、通信費、消耗品費等
予 備 費	200,000	200,000	0	
次年度繰越額 (前年度末現在繰越額)	13,490,377	15,053,685	1,563,308	※1 平成26年3月31日現在の預金残高
(前年度末現在繰越額)	13,290,377	*1 12,053,685		
(返還準備額不足分補填)	*2 200,000	*3 200,000		
(前年度繰越未計上分)		2,800,000		
合 計	21,090,377	22,653,685	1,563,308	

【参考】

「返還準備額」とは、正会員の会費が年額 5,000 円で、最短修業年限分の会費を一括納入することに伴う、解散等不測の事態が生じた場合の返還に備えるための準備金。

「返還準備額不足分補填」とは、前年度繰越分から返還準備額を差し引いた金額がマイナスとなった場合に、その不足額を補填するためのシミュレーションを行い算出した金額。

平成 25 年度	
前年度繰越額	13,290,377
返還準備額	14,400,000 (正会員(学生の保護者等)の前払い会費の合計額で、平成 24 年度末に必要な返還準備金額を計上。)
不足額(前年度繰越額－返還準備額)	△ 1,109,623 (この不足額補填のための金額を年 200,000 円(※2)とし、6 年目に解消するシミュレーション結果を得た。)

平成 26 年度	
前年度繰越額	12,053,685
前年度繰越未計上分	2,800,000 (平成 26 年度分収入に計上)
返還準備額	14,700,000 (正会員(学生の保護者等)の前払い会費の合計額で、平成 25 年度末に必要な返還準備金額を計上。)
不足額(前年度繰越額－返還準備額)	153,685 (今年度は不足額を生じなかったが、加入者数は流動的であるため、当分の間、返還準備額の積立を年 200,000 円(※3)とし、継続する。)

平成 26 年度後援会役員一覧

会 長：阿多 真紀子

顧問：平井 一臣

副 会 長：吉永 九州男

常任理事：大前 慶和

理事〔保護者〕：

(法政策学科) 杉山 まゆみ、永留 宏幸、福田 智子

(経済情報学科) 阿多 真紀子、秋丸 幸子、

松田 五二

(人文学科) 吉永 九州男

(人文社会科学部研究科) 星野 元興

(司法政策研究科) 後藤 寛

(臨床心理学研究科) 大平 公明

理事〔教 員〕：

(法政策学科) 壹岐 道隆、眞砂 康司

(経済情報学科) 中島 大輔、三浦 壮

(人文学科) 近藤 和敬、福永 善隆

(司法政策研究科) 伊藤 周平

(臨床心理学研究科) 中原 睦美

監査：安永 いづみ、相浦 聡

監事：中村 智子

問い合わせ先 鹿児島大学法文学部後援会事務局

〒 890-0065 鹿児島市郡元 1-21-30 電話 099-285-7510、7602 FAX 099-285-7609
E-mail kouenkai@leh.kagoshima-u.ac.jp 後援会ホームページ <http://www.kadai-houbun-kouenkai.jp/>